

答弁書第三八四号

内閣参質一八九第三八四号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員小西洋之君提出平成十六年の政府答弁書の「生命等」の趣旨の異同等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出平成十六年の政府答弁書の「生命等」の趣旨の異同等に関する質問に対する答弁書

御指摘の答弁書の「国民の生命等が危険に直面している状況下」との文言は、直接には、その直前の「外部からの武力攻撃によつて国民の生命や身体が危険にさらされるような場合」との文言を受けたものであると考えられるが、同答弁書は、全体として、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」と同様、「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」に当たる場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提として、国際法上認められている集団的自衛権一般について述べたものであると考えている。

